日本共産党 森本ふみお 後援会ニュース

2008年 5月20日 No 61

日本共産党森本ふみお後援会事務所 |井原市木之子町2721-23

TEL62-6061 FAX62-6081

私が平成元年4月の井原市議選で初当選し、現在までの議会活動の中で、議会の 運営や環境整備の提案をいろいろしてきました。その中で改善・充実されたことの 一部を次に紹介します。下記以外にもありますので、またの機会に紹介します。

井原市議会定例会の議案が開会日の一週間前に届くようになりました。

年4回(3月、6月、9月、12月)開催される定例市議会に、市長から提案され る議案が、以前は開会日の3~4日前でないと議員に届きませんでした。議案の内容 を精査して、議会で一般質問することもあるのにこれでは遅い、早めてほしいと提案。 一週間前までには、きっちり届くようになりました。

一般質問の傍聴者に質問の要旨を渡すようになりました。

私が市議会に出始めの頃は、傍聴者には議員の質問内容が分かるものは何も渡され ていませんでした。これではせっかく傍聴に来てくれているのに質問の順番や質問内 容が分かりにくい。そこで私が独自に質問内容が分かるものを作成し、傍聴者に渡すようにしました。これを見た議会事務局が、事務局で資料を作成して渡しますという ことになって、現在のように質問順に要旨が分かる資料を渡すようになりました。

委員会が禁煙になりました。

以前から本会議場は禁煙でしたが、委員会の会議中は禁煙ではありませんでした。 私が再三、委員会も禁煙にと言っていましたら、そのうち、灰皿は置くが自粛しよう となり、ついには禁煙になり、今では時代の流れもあって禁煙が当然になりました。

議会傍聴者も休憩中にお茶が飲めるようになりました。

議員は、本会議の休憩中に議員控え室などで、お茶やコーヒーが飲めますが、市議 会傍聴者にそういうことは何もありませんでした。せめて休憩中にお茶が飲めるよう にと提案し、お茶とコップが置かれ、傍聴者もお茶が飲めるようになりました。

井原放送で市議会の生中継始まる。 日本共産党は、これまで2回井原放送(株)に市議会の生中継をと申入れしました。 今では定例会の開会日、一般質問日、閉会日が生中継されるようになりました。

井原市政に対するご意見・ご要望をお寄せください。

6月9日(月)が井原市議会6月定例会の開会予定日です。この議会に向け、現在、 皆様の声を聞きながら質問の準備をしています。

皆様のご意見・ご要望が1つでも多く実現するよう奮闘したいと考えています。 皆様の井原市政に対するご意見・ご要望をお近くの党員か下記の電話・FAXにお気軽 にお寄せください。

日本共産党後援会事務所

TEL 6 2 - 6 2 0 0

FAX 62-6209

森本ふみお宅 石井 敏夫宅

TEL 6 2 - 6 0 6 1

FAX 62-6081

TEL 6 2 - 4 6 6 7

FAX 62-4726

Q&A 日本共産党 知りたい 聞きたい BABES

電子投票法案どう考える?

〈問い〉日本共産党は電子投票法案に反対したとニュースで知りましたが、その理由は何ですか?(静岡・一読者)

〈答え〉国政選挙にも電子投票を導入しようとする公職選挙法特例改正案は、いま参議院で審議中です。昨年末の臨時国会では、衆議院での採決のとき、日本共産党だけが「時期尚早」の理由で反対の立場をとりました。

電子投票制度は、条例を定めた地方自治体の議会議員と首長の選挙においてのみ、2002年に特例として導入されました(現在、条例制定自治体は、実質7市町村)。トラブルが多発したため、導入は広がっておらず、首長選挙に限定したり、条例を廃止したりする市町村もでてきています。

国政選挙の場合、仮に、導入した市町村でトラブルが発生 すれば、全国的規模で選挙そのものの有効性が問われます。 候補者数が多い参院比例選挙の場合、電子投票機にどのよう に表示するかは、選挙の公平・公正にかかわる大問題ですが、 その方法は、「政令」に委ねられており、問題は何ら解消さ

れていません。また、全国選挙でありながら、自治体によって投票方法が異なるため、これで同一選挙といえるのか、という疑問も残ります。

また、現状では、制度の前提となる電子投票機の信頼性が確保されておらず、電子投票機の設計・製造・保管・使用の各段階で検査が行われなければ、不安がつきまといます。しかし、すべてのチェックが不可能であることを総務省も認めています。

電子投票は、ひとつの自治体で何千万円も余分に費用がかかるなど導入コストが多額で、自書式投票よりコスト高です。また、特殊な機器を使うため、研究開発可能な一部のメーカーに限られてしまいます。多数の電子投票機が一斉に必要となる国政選挙に導入すれば、巨額の費用がかかることになり、メーカーの新たな利権になるのではないかという問題も指摘されています。

電子機器の技術進歩は急速であり、いまの段階で不十分な制度を拙速に成立させる必要はありません。選挙は、「秘密投票主義」「一人一票主義」などの基本原則は決して揺らぐことがあってはなりません。民主主義の根幹である選挙の公正・公平が確実に確保されていなければ、その正当性が失われることになります。

電子投票制度には、「開票の迅速化」「疑問票の解消」「自書が困難な有権者の投票が容易になる」などのメリットがあることも事実です。しかし、現時点では先に指摘したデメリットの方が大きいと言わざるをえません。

これらのことから、国政選挙への電子投票の拙速な導入に反対の立場をとりました。